

2020年9月定例県議会 代表質問

2020年9月24日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。共産党県議団を代表して、代表質問を行います。

この夏、九州地方の各県はじめ山形県などで豪雨・台風災害で多数の死傷者が発生し、7月30日には、郡山市内の飲食店でガス爆発事故が発生し、1人死亡19人が重軽症、265棟が被災し、被害額は数億円という大惨事となりました。一刻も早い原因究明と被災者救済が求められます。さらに、新型コロナウイルス感染症で、今議会の開会前日には、県内で初めての2人の感染死亡者が報告されました。県議団を代表し、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、突然の安倍首相の辞任(8/28)を受け、今月16日、菅(すが)政権が発足しました。菅首相は、内政でも外交でも破綻した「安倍政治」を継承すると表明し、さらに、目指すべき社会として「自助・共助・公助」、特に「自助」を強調しました。これは、さらなる社会保障費の削減と自己責任を押し付け、国の公的責任を縮小しようとするものに他なりません。消費税増税も憲法改悪もすすめ、「敵基地攻撃」の具体化もすすめる考えです。森友学園、加計学園、桜を見る会など一連の"国政私物化"問題については、公文書改ざんで自殺者まで出ているのに早くも幕引きを図ろうとしています。安倍前首相の桜を見る会に招待されたジャパンライフの元会長が巨額詐欺容疑で逮捕されましたが、福島県も多くの被害者が発生しています。

原発事故への対応では、東京オリンピック招致のため、2013年に原子炉建屋内から汚染水が漏れ出ているのに安倍前首相は「アンダーコントロール」と発言しました。その一方で、避難者支援や原子力損害賠償を次々と打ち切り、事故から10年で原発事故も被害も終わったこととし、今後も汚染水を海洋放出し、全国の原発を再稼働させ、破綻した核燃サイクルを再び推進しようとしています。

県政において喫緊の対応が求められている新型コロナ対策をはじめ、原発事故への対応、異常気象と災害対策、県民の命と暮らしを守る立場から、以下質問致します。

一、新型コロナウイルス感染症の検査・医療体制の強化について

最初に、新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化についてです。

新型コロナの感染者は、世界で3,000万人を超え、日本は約8万人。そのうち本県は8月半ばからの1ヶ月間で100人も増加し、本日で232人となりました。そして、初めて2人の感染死亡者が出ています。

今、県の新型コロナ対策で求められているのは、いかに感染源を抑え、これ以上の感染

拡大を防ぐかです。国立感染症研究所や WHO、感染症の専門家が、共通して指摘しているのが、感染力のある無症状者が広がっている可能性についてです。無症状者を含め、PCR 検査を抜本的に拡充すべきです。ところが政府は、PCR の検査対象を濃厚接触者周辺に絞りこんできました。

アメリカのニューヨーク州は、街のあちこちに検査スポットを置き、徹底した検査で陽性者を見つけ出し保護、隔離、治療し抑えています。東京都世田谷区は、「誰でも、いつでも、何度でも」をスローガンに、感染震源地・エピセンターを抑えるため PCR 検査を面的に実施しています。岩手県や長崎県、東京都も検査対象を幅広く捕え、独自に検査する体制をとっています。

本県は、8月以降4つのクラスターが発生し、特に、会津地方の中核病院である県立会津医療センターは、患者や医療従事者など15人にも広がる緊急を要する事態となっています。

①防疫対策として、無症状者を含めて幅広く PCR 検査を実施し、感染を面で抑え込むべきと思いますが、知事の考えをお尋ねします。

②感染のリスクが高い医療、介護、福祉施設の従事者及び救急救命士に対して、優先的かつ定期的に PCR 検査を実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねします。

一方、県外に住む大学生は、夏休みも帰省できず、親子共々つらい状態が続いています。古殿町や平田村は、地元出身の学生に対する帰省時の PCR 検査をはじめました。

③県としても、帰省した学生が希望する場合、PCR 検査を受けることができるようにすべきですが、県の考えをうかがいます。

ところで、この秋以降懸念されているのが、インフルエンザとの同時流行です。

④感染のリスクが高い高齢者や基礎疾患のある子どもなどを優先して、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンを十分確保し、接種費用を公費で負担すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

県の検査・医療体制は、現在、1日当たり600体の検査を可能とし、病床確保は469床、軽症者向けのホテル・宿泊療養施設は160室を確保しました。さらに、県と中核市が医師会と契約を結び、診療所など171のかかりつけ医で PCR 検査や抗原検査を保険診療で受けられることになったものの、

⑤新型コロナウイルス感染症の検査を受けられる医療機関を更に増やしていくべきです。県の考えを尋ねます。

さらに、陽性患者を受け入れていない医療機関でも、新型コロナによる患者減少で大幅な赤字となっています。

⑥感染者を受け入れていない医療機関に対する減収補てんを国に求めるとともに、県と

しても支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、新型コロナ対策で真っ先に陽性患者を受け入れ、必要な役割を果たしているのが公立・公的病院です。政府は全国の440、県内8つの病院を統廃合の対象にあげていますが、

⑦感染症対策等を踏まえ、公立・公的病院等の再編・統合を中止し、地域医療構想に基づく病床削減等を撤回するよう国に求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

⑧また、不足しているマスク・ガウン・消毒液など、病院、社会福祉施設及び県立学校へ引き続き衛生資材を提供するよう求めますが、県の対応をお尋ねします。

新型コロナ感染危機を受けて、今後も保健所と検査機関の県衛生研究所の体制強化は急務です。

福島県は、90年代半ばの国の行革方針を受け、保健所と福祉事務所の統合をすすめ、これまで県内18ヶ所にあった保健所を97年度に中核市を含め11ヶ所に、さらに現在9ヶ所へと半減させました。保健師も約半数に減らしています。保健所の役割は、感染症対策や食品衛生など公衆衛生と、母子保健などを含め重要な役割を果たしています。今回の新型コロナ感染症対策でも、感染経路の聴き取りや検査機関等への検体搬送など、業務が集中した4月のピーク時は、過労死寸前の残業を余儀なくされました。

⑨保健師の増員を含めた保健所の体制強化を図るべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

また、今月はじめ、党県議団で県衛生研究所を訪問し状況を伺ってきましたが、現在、1日当たりの検査可能数は48検体で、検査員は所内からの応援で10人体制で検査しています。ここでも、4月は過労死ラインの100時間を超えた職員が出ています。また、1973年に建設された建物は老朽化しており、検査室が狭いため一度に検査できる数が限られている状況です。

⑩県衛生研究所の検査体制を強化するため、増員や施設の老朽化対策を講じるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

二、新型コロナウイルス感染症の影響下における暮らしと経済対策について

次は、新型コロナ影響下における暮らしと経済対策についてです。

日本経済は、今年4～6月期のGDPは年率換算で28.1%減と戦後最悪となりました。本県は、大地震と原発事故、台風災害、そしてコロナ危機が加わり、旅館やホテルの倒産、福島市中合やいわき市イトーヨーカ堂平店の閉鎖、伊達市の富士通子会社の県外配置転換も伝えられています。新型コロナ禍での経済対策は、「自粛と一体の補償」を基本とすべきですが、それがないまま感染拡大の局面でGoToキャンペーン前倒し実施を強行しています。

国の各給付金は、実際には売上げが前年比5割減と条件が厳しく、申請手続きも複雑で、

給付回数はたった 1 回なのに支給まで数ヶ月もかかるなどスピード感がありません。

国も県も、「給付対象者を 1 人も取り残さない」という立場で、事業継続を下支えするという制度の目的に沿った血の通った対応が求められます。

①家賃支援給付金について、家賃支援対象月の 3 月への遡及と来年 1 月以降の延長を国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

②持続化給付金について、複数回給付や申請手続の簡素化を国に求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

厚労省の集計ではコロナ解雇が全国で本日付で全国 6 万人を超えたとされ、福島労働局は年末までに製造業を中心に 1,000 人を超える大量の失業者が見込まれると発表しました。コロナ禍で真っ先に解雇の対象にされているのが、労働者の 4 割を占める非正規労働者で、その多くは女性と若者です。派遣で解雇され、住まいも同時に失う路上生活者が急増しています。

また、国の雇用調整助成金は今年 12 月末までとしているため、県内でもすでに雇止めを通告された労働者が出ています。

③雇用調整助成金について、特例措置を来年 1 月以降も延長するよう国に求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

④労働者が直接請求できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金制度の更なる周知を図るよう国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

県自身が、採用枠を増やし正規雇用を増やすことも必要です。

⑤災害からの復旧・復興や感染症対策に対応するため、正規職員を増員すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

新型コロナ危機を受けてドイツ、イギリス、韓国など約 20 ヶ国が消費税にあたる付加価値税を引き下げました。日本も当面 5%に戻せば、国民 1 人当たり 10 万円の減税、3 人家族で 30 万円の負担減となります。

⑥感染症の影響を受けている県民生活や地域経済の回復のため、消費税率 5%への減税を国に求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

今年の最低賃金は、コロナ禍を理由に全国でもわずか数円の引き上げにとどまり、福島県は 2 円引上げ時給 800 円です。これでは、ワーキングプアそのものではありませんか。

⑦最低賃金を直ちに全国一律時給 1,000 円に引き上げ、さらに 1,500 円以上となるよう国に求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

⑧また、入手が困難となった医療用資機材を県内で確保できるようサプライチェーンの構築に向けて取り組むべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

⑨感染症の影響により減収となっている障がい者就労施設等を支援するため、障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達を推進すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

あわせて、県の手話言語条例が制定され、手話通訳士の役割も大きくなっていますが、その多くが請負か非正規雇用です。手話通訳士という専門性の高い仕事に見合う処遇改善が求められます。

⑩県採用の手話通訳員を正規雇用とすべきですが、県の考えを尋ねます。

三、新型コロナウイルス感染症の影響下における教育・子育て支援について

新型コロナの影響下における教育・子育て支援についてです。

新型コロナ危機で学校休業が続き、学習の遅れへの対応から家庭学習が増え、夏季休業は短縮となり、学校行事も中止となるなど、子どもたちも教職員や保護者も大きなストレスを抱えています。一方で、20人程度の少人数学級で授業をした教員は、その良さをあらためて実感したと述べています。

わが党は、新型コロナ危機を受けて、1クラス40人学級を見直し、20人程度の少人数学級と10万人の正規教員の増員、教室の確保等を政府に提案しました。

①公立小中高等学校の学級編制を20人以下とし、正規の教員を増員するよう国に求めるべきですが、県教育委員会に考えを尋ねます。

②全校に1人ずつ配置する予定が、現在6割台にとどまっているスクール・サポート・スタッフの処遇を改善して配置を進めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

③今後の高校教育についてもこれまでの計画を見直すべきです。感染症による影響を踏まえ、県立高等学校の統廃合は中止すべきですが、県教育委員会の考えをうかがいます。

文部科学省が実施しようとしている教員の1年単位の変形労働時間制について、本県が条例制定をしないよう求める要望書が今年度分約3,000筆の署名を添えて県教育委員会に提出されています。

④多忙な公立学校教員の現状を踏まえ、1年単位の変形労働時間制は条例化すべきでないと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

さて、コロナ危機の影響で大学生や短大生は今も深刻な事態に置かれています。しかし、政府の「学生支援特別給付金」はハードルが高く、一度もキャンパスに入れないまま後期の授業料支払い時期が迫っています。リモート授業は後期も続くとされ、必要な実習や正常な学びが保障されずにいる学生の現状に鑑み、

⑤県立医科大学及び会津大学の授業料を一律半額に減免すべきと思いますが、県の考え

を尋ねます。

また、小中学校の学校納付金のうち、毎月子ども1人約5千円の学校給食費の負担は重く、全額または一部補助を実施している市町村は、コロナ対策で新たに実施した郡山市や小野町を含め県内39市町村に広がっています。

新型コロナ禍で収入が減少している県内のシングルマザーは、18.2%が食事の回数を減らしていると回答し、「子どもたちは2食、私は1食が当たり前、3ヶ月で体重が激減」との記述があったと支援団体が紹介しています。

⑥市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきです。県教育委員会の考えを尋ねます。

自粛要請に伴い、自宅で過ごす時間が増えている中、全国でDVや児童虐待が増えています。

⑦県中児童相談所の一時保護所の整備に当たっては、感染症対策を踏まえ、個室を基本とすべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

⑧また、老朽化している中央児童相談所について、早期改築に向けた検討を開始すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

⑨若松乳児院について、指定管理者制度への移行の方針を見直し、県直営を継続すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

四、福島第一原発事故の検証と汚染水の海洋放出について

次は、福島第一原発の事故に関してです。

東日本大震災・原発事故の避難者は、県の発表だけでも県内外に約3万7,000人、災害関連死は2,314人、震災自殺者は累計で118人と、被災3県でいずれも最多となっています。政府と東京電力は、事故から10年で避難者支援や除染、賠償を打ち切ろうとしています。新型コロナ危機で避難者の生活は一層困窮しています。

また、原発の苛酷事故を再び繰り返さないためには、福島原発の事故原因の徹底究明が必要です。しかし、東電から当初建屋内に入ることを拒否されるなどして今も各事故調査委員会による十分な事故検証がされないまま10年が経過しようとしています。今後本格的に廃炉作業が進めば、原子炉建屋内に入っただけの検証作業はさらに困難になることから、

①福島第一原発事故の原因を究明するよう国と東京電力に求めていくとともに、県独自の事故検証委員会を設置すべきです。県の考えをうかがいます。

これまで、わが党県議団が何度も嵩上げを求めてきた第一原発の防潮堤が、13～15mに増強することになったことは一歩前進です。

一方で、第一原発の汚染水の処理については、県内はじめ全国の漁業者や隣県の知事か

らも国連からも「海洋放出に反対・慎重対応を求める」声が多数上がっています。

政府は、分離が難しいトリチウムだけを問題にしていますが、タンクの 7 割以上に基準値を超える 62 種類の放射性核種が含まれていること。さらに東京電力は最近、汚染水の炭素 14 などについても計測すると発表しました。また、貯蔵されている汚染水に含まれるトリチウムの総量は、約 860 兆ベクレルとされていますが、これは事故前年の 2010 年に海洋放出されていた約 2.2 兆ベクレルの約 390 倍です。この大量のトリチウムを海洋に人為的に放出した場合の健康や生物など環境に与える影響については、未だ解明されていません。当面は地上でのタンク保管を継続し、世界の英知を結集して処理方法をさぐるべきです。

県内の 9 月議会でも 16 市町村議会が、また今年の累計で県議会も含めて累計 37 議会が海洋放出に反対・慎重の請願・意見書を可決しています。(9 月 25 日現在で累計 41 議会)。

②多核種除去設備で処理した汚染水の海洋放出について、反対や慎重な判断を求める意見を踏まえ、明確に反対すべきと思いますが知事の考えを尋ねます。

五、気候変動と異常気象への対応について

日本政府に対し、国連環境計画 (UNEP) は、石炭火力発電所の建設をやめ、既存施設を停止する日程表をつくるよう勧告しましたが、政府は、「非効率」な石炭火力発電所の削減をすと言いながら、「高効率」の石炭火力は温存・推進するとし、基本的立場を変えていません。

県内では、IGCC 石炭火力発電所を広野町といわき市勿来地区に 2 基建設中ですが、異常気象の原因となる CO₂ の削減率は、高効率の石炭火力でも最大で 20% 程度です。

①IGCC・石炭ガス化複合発電所の建設中止を求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

世界的な気候変動がもたらす大気の変化により、日本列島上空に巨大な水蒸気の帯が発生しやすくなっているため、台風、大雨、突風の危険などが頻発し、これまでの経験は全く通用しないと専門家が警告を発しています。

自然環境への負荷が大きいと住民の反対運動が続いているいわき市遠野地区の風力発電所計画をはじめ、阿武隈山系には、今後 108 基もの風力発電所建設が計画されています。環境破壊や人体への影響、異常気象による頻発する災害の多発を踏まえれば、

②大規模な風力発電事業の中止を求めるべきです。県の考えをうかがいます。

伊達地区の特別支援学校は、長年にわたる関係者の要望がようやく実り、建設工事の議案が今議会に提出されています。

しかし、昨年の台風 19 号で東根川が越水し、校舎部分にあたる地盤まで被害が及んだことから、大橋県議が嵩上げを含めた見直しを求めています (6 月議会)。しかし、設計変更は機械室の嵩上げだけで、昨年並みの災害が来れば、校舎部分は床下浸水を前提にして建

設されることとなります。車イスを使用する児童生徒も通学すると聞いており、子どもたちの命を守ることを最優先にすべきです。

③伊達地区特別支援学校の整備に当たり、校舎のかさ上げなどの浸水対策を行うべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

今年7月～9月初旬まで、福島市、会津若松市をはじめ県内各地で全国上位の38度以上の気温が観測され、県内の熱中症の救急搬送は1,000人を超えました。県立学校のエアコンについては、ようやく普通教室には設置されましたが、

④県立高等学校の特別教室や体育館にエアコンを設置すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

六、復興事業について

復興事業についてです。

自民・公明与党の復興加速化「第9次提言」で、福島イノベーション・コースト構想の司令塔にするとして位置付けたのが「国際教育研究拠点」の新設です。すでに県内に整備されている研究施設やイノベ構想で整備した研究施設等の維持管理費をみても、将来の県民に大きな負担となりかねません。県民や避難者が望む、原発事故前の元の暮らしや生業の再建どころか、財界主導の「惨事便乗型」の復興そのものです。

①国際教育研究拠点の構想を見直すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

ところで、除染など国の復興事業において、下請けから大手ゼネコン幹部に還流する裏金づくりで工事費を水増していたと、東京国税局の税務調査で発覚しています。元は国民の税金であり、とんでもないことです。県の復興事業においても、落札率99%、100%と談合が疑われる工事契約が出ており、不正を放置すれば、復興事業や公共事業に対する信用と工事の質の低下につながりかねません。

②復興事業を始め、県発注工事において不正行為が起きないように請負事業者を指導すべきですが、県の考えを尋ねます。

七、Jヴィレッジの汚染土壌等について

東京電力は、去る8月17日、福島第一原発事故の対策拠点として使用したJヴィレッジで、放射性物質を含む廃棄物72m³を環境省に引き渡したと公表しましたが、2018年に県が出資する財団に返還後、2年以上保管していたこととなります。一方、5月18日の会見では1kgあたり8,000ベクレルを超える高濃度の廃棄物が118m³含まれ、8,000ベクレル以下の汚染土壌は土地造成工事で再利用したことを明らかにしたものの、濃度と再利用先は明らかにしていません。

①まず、原状回復工事は除染事業であり、作業員の放射線管理を行うよう東京電力に求

めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

②J ヴィレッジの原状回復工事で発生した土壌について、どこでどのように再利用されたのか尋ねます。

③J ヴィレッジの原状回復工事で発生した1キログラム当たり8,000ベクレルを超える廃棄物について、どこに保管されていたのか尋ねます。

④J ヴィレッジの原状回復工事で発生した1キログラム当たり8,000ベクレルを超える廃棄物について、指定廃棄物として搬出されるまで2年間も要した理由を尋ねます。

八、農業の振興について

次は、農業の振興についてです。

今回の新型コロナウイルスのパンデミックを受け、わが国における食料の安定確保が求められます。

①食料自給率向上に向けた取組を進めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

新型コロナ禍の下、米の需要が22万トンも減少し流通段階での在庫が積み上がり、6月末の民間在庫は昨年の189万トンからさらに12万トン増加しました。そのため、米価が大きく下落しています。収穫が始まった2020年産米の作柄は平年並みの見通しで、14年産米のような米価大暴落となりかねない事態です。米価下落対策のため、

②国に対し、本年産米の一部を市場から隔離するよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

種苗法改定案は、これまで農家に認められてきた自家増殖については、登録品種は許諾が必要とされ、新たな農家負担が発生する可能性があることから、

③種苗法改定案の撤回・廃案を国に求めるべきです。県の考えをうかがいます。

九、新たな総合計画の策定について

最後に、来年度に見直す総合計画についてです。新型コロナ危機は、改めて今後の社会や政治の在り方を問うものとなりました。日本共産党は、新型コロナ体験を踏まえた「ケアに手厚い社会」など7つの提案を発表しました。

県政においてこれまで最も粗末にされてきた分野の医療、介護・保健福祉、教育を手厚くするため、財政も大幅に投入すべきです。

①来年度に策定する新総合計画においては、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を踏まえ、手厚いケアが必要な医療、介護、保健福祉、教育を県政の重点分野と位置付けるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

②災害対策やコロナ対策等に、ジェンダー平等の観点が必要です。女性職員の管理職登

用を積極的に進め、その視点をいかした県政の実現を目指すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で私の代表質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

神山議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査についてであります。陽性者を確実に把握し、感染の拡大を防止するためには、検査の必要な方が、迅速かつスムーズに検査を受けられるようにすることが重要であります。このため、今後想定されるピーク時においても、十分な検査ができるよう現在、1日当たり600検体の検査ができる体制を整備しており、引き続き、検査体制の拡充を図ってまいります。

また、検査に当たっては、クラスターの発生など、地域における感染状況を踏まえ、関連があると認められる場合には、濃厚接触者に限らず、無症状者を含め、広く検査対象としているところであります。

現在、本県では、連日、陽性者が確認されておりますが、病床利用率は10%程度を維持しております。県民の皆さんの不安をしっかりと受け止め、感染拡大を防止するために、積極的疫学調査や医師の判断に基づき、必要な方が、確実に検査を受けられるよう、今後とも、検査体制拡充を始めとする感染症対策に全力で取り組んでまいります。

（四、福島第一原発事故の検証と汚染水の海洋放出について）

次に、処理水の取扱いにつきましては、国の小委員会において、タンク保管の継続を含む様々な処分方法やトリチウム分離技術の現状、さらには、風評被害などの社会的観点も含め専門家による総合的な検討を行い、政府への提言として取りまとめられたところであります。これを受け、県内外において、国による関係者からの意見を伺う場が開催され、県内の自治体や関係団体などからも様々な意見が出されている中で、多くの意見で共通していることは、風評に対する懸念であると考えております。

私は、これまで、国及び東京電力において、具体的な風評対策の提示とトリチウムに関する正確な情報発信に責任を持って取り組むとともに、トリチウムを含む処理水の取扱いが本県の農林水産業や観光業に影響を与えないよう、求めてまいりました。

今後とも、国に対し、幅広い関係者の意見を丁寧に伺いながら、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

一、新型コロナウイルス感染症の検査・医療体制の強化について

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症における医療従事者等へのPCR検査につきましては、医師の判断や保健所における積極的疫学調査に基づき、接触者の状況や所属する集団の特性、関わりなどの状況などを丁寧に確認した上で、必要とされる方の検査を実施しているところであります。

次に、帰省した学生へのPCR検査につきましては、感染の心配がある場合には、早めに、かかりつけ医や帰国者・接触者相談センターに相談いただき、医師の判断に基づき検査の必要がある場合に検査を実施しているところであります。

次に、インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンにつきましては、需給状況を把握し、必要に応じて、県医薬品卸組合と流通調整を行うなど、優先的な接種対象者を始め、接種を希望される方々にワクチンが提供できるよう努めてまいります。また、接種費用については、接種事業の実施主体である市町村において、検討するものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の検査を受けられる医療機関につきましては、今後のインフルエンザの流行期に備え、更に検査体制を強化する必要があることから、医師会と連携し、感染防止対策に必要な資材の提供や研修の実施などにより、多くの医療機関で診療・検査が可能となるよう取り組んでまいります。

次に、感染者を受け入れていない医療機関への支援につきましては、国の財源を活用し、県内全ての医療機関を対象に、感染拡大防止のための支援金を交付しております。今後も、必要な支援を国に求めながら、地域で求められる医療の確保に取り組んでまいります。

次に、地域医療構想等につきましては、公立・公的病院の役割も含め、地域全体で考えることが重要であることから、新型コロナウイルス感染症への対応などそれぞれの地域で必要となる医療提供体制を構築するために、今後とも関係機関と議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、病院、社会福祉施設及び県立学校への衛生資材の提供につきましては、これまで、各施設等の不足状況を把握し、国や県で調達した資材、寄附された資材を活用して必要なところへ提供してまいりました。今後とも、不足が生じないよう各施設等の状況を把握しながら提供を継続してまいります。

次に、保健所の体制につきましては、これまで、直面する課題や保健・医療等に対するニーズに、適切に対応できるよう常に見直しを行ってまいりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症のように急激に業務増となるような課題においては、他所属からの応援

派遣や会計年度任用職員の採用等も行って対応しているところであります。今後とも、様々な課題を見据えながら、適切に対応してまいります。

次に、県衛生研究所の体制につきましては、PCR検査数の増加に対応するため、所内の体制を見直し、検査を担当する人員を増やすとともに、検査手法の実地研修を行うことにより、人材の育成を図ってまいりました。また、施設については、耐震化等の対策を計画的に実施してきたところであり、今後とも、PCR検査を円滑に実施できるよう取り組んでまいります。

二、新型コロナウイルス感染症の影響下における暮らしと経済対策について

総務部長

職員の増員につきましては、震災以降、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県等応援職員の受入れや再任用職員の活用など、多様な方策により、必要な人員の確保に努めてきたところであります。今後とも、復興・創生の進展や台風災害、感染症対策への対応も含めた行政需要等を踏まえながら、適正な人員配置に努めてまいります。

次に、消費税率につきましては、国において、感染症による生活や地域経済への影響、社会保障の充実や財政健全化等を踏まえ、総合的に判断されるものと考えております。

商工労働部長

家賃支援給付金につきましては、全国知事会を通して、家賃支援対象月の遡及等について国に要望しているところであり、今後の状況を注視してまいります。

次に、持続化給付金につきましては、申請を支援するための相談体制が整備されており、複数回給付や売上減少要件の緩和等を全国知事会を通して、国に要望しております。

次に、雇用調整助成金の特例措置につきましては、全国知事会を通して国に求めてきた結果、12月末まで延長することが決定されたところであり、県といたしましては、今後の雇用情勢及び国の対応を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金につきましては、あらゆる手段を講じ制度を分かりやすく周知し、利用促進を図るよう、全国知事会を通して国に求めているところであります。

次に、最低賃金につきましては、国が法律に基づき労働者の生計費や賃金、さらには企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定するものと考えております。

次に、医療用資機材の確保につきましては、県内においても、他業種の事業者も参入するなどしてマスク等の生産・供給が拡充されているところでもあります。今後とも、国、県によるサプライチェーンの強化や再構築のための事業を活用することなどにより、医療関連産業の集積に努めてまいります。

保健福祉部長

障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達につきましては、毎年度物品等調達方針を策定した上で、各部局に提供可能な物品等の情報提供を行い、調達の推進を図っております。今後は、具体的な調達事例を紹介するリーフレットを作成して関係機関に周知するほか、市町村における取組を促進するため、調達方針の策定を促すなど、優先調達の更なる推進に取り組んでまいります。

次に、県採用の手話通訳員につきましては、県主催の会議やイベント等において聴覚障がいのある方に正確な情報を提供するとともに、来庁者への意思疎通支援を行うなど、多様な場面で活動しております。今後とも、手話通訳を必要とする機会の広がりを見据えながら、手話通訳員の配置による効果等をしっかりと見極めてまいり考える考えであります。

三、新型コロナウイルス感染症の影響下における教育・子育て支援について

総務部長

県立医科大学及び会津大学の授業料の減免につきましては、今年度から開始された国の修学支援新制度において、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生も授業料減免及び奨学金給付の対象となったところであり、また、両大学とも国の制度の対象外となった学生も独自の授業料減免の対象としているところでもあります。

こども未来局長

感染症の影響を勘案した県中児童相談所の一時保護所の整備につきましては、感染症対策などに使用する複数の静養室を個室とする考えであります。その他の居室については2人部屋となりますが、児童の状態に合わせて対応してまいります。

次に、中央児童相談所につきましては、耐震化工事により安全を確保するとともに、児童の居室や事務室等の空調を改修するなど、環境の改善に努めております。引き続き、保護された子どもが安心して生活できるよう、環境整備に順次取り組んでまいります。

次に、若松乳児院につきましては、民間の専門性や経営実践力をいかすため、指定管理者制度を導入し、子育てに関する地域支援や産前産後支援、里親支援などの機能を加え、

県の施設として、乳幼児とその家庭を幅広く支える役割を担ってまいります。

教育長

公立小中高等学校の学級編制につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大時にも対応できるよう、身体的距離の確保に必要な施設や教職員配置の在り方について国に見直しを求めているところであり、今後とも、生徒が安心して学べる環境づくりにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、スクール・サポート・スタッフにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、8月から追加的に任用を開始したところであり、現在、約7割まで配置が進んでおります。処遇につきましては東北各県と同程度の水準となっており、引き続き広く周知を図り、配置を進めてまいります。

次に、県立高等学校の統合につきましては、生徒数が急速に減少する中であっても一定の集団規模を確保し、魅力ある教育環境を提供するために取り組んでいるところであり、引き続き、地域の皆様に御理解いただけるよう進めてまいります。なお、感染症に対応した施設や教職員の配置の在り方については、見直しを行うよう国に求めているところであります。

次に、変形労働時間制につきましては、学校における働き方改革を推進するために、法改正により制度化されたものと認識しております。県教育委員会といたしましては、多忙化解消アクションプランの取組に加え、新型コロナウイルス感染症に対応するため、公立学校全校にスクール・サポート・スタッフの配置を進めるなどして多忙化解消を図るとともに、条例化については、制度の内容を精査し、他の都道府県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

四、福島第一原発事故の検証と汚染水の海洋放出について

危機管理部長

原発事故の原因究明につきましては、原子力規制委員会設置法により原子力規制委員会が行うこととされており、現在、検討会を設置し、事故の過程を解明するための調査・分析が行われております。県といたしましては、原子力安全規制を一元的に担っている国の責任において、事故原因が調査されるべきものと考えており、全国知事会を通じ、国に対

し、事故の原因や対応を徹底的に究明し、国民へ明確に説明するよう求めているところがあります。

五、気候変動と異常気象への対応について

企画調整部長

石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く、二酸化炭素の排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた将来の発展が期待される技術であり、引き続き、環境にもしっかりと配慮しながら計画が進められていくものと認識しております。

次に、大規模な風力発電事業につきましては、発電効率が比較的高いことなどから温室効果ガスの削減に資する再生可能エネルギーの導入を推進する上で重要であります。引き続き、地元の理解の下、環境影響評価の手続きなど、関係法令等に基づき適正に事業がなされるよう、国等と連携しながら、助言、指導を行い、地域と共存する再生可能エネルギー事業を推進してまいります。

教育長

伊達地区特別支援学校につきましては、記録的な降水量となった令和元年東日本台風と同程度の浸水被害が発生した場合でも、校舎の床上には浸水しない設計となっているため、計画どおり建設を進めてまいりたいと考えております。

次に、県立高校のエアコンにつきましては、授業や休憩時間など、生徒が学校生活の多くの時間を過ごす普通教室を中心に整備を進めてきたところであり、今年の夏までに全ての学校で設置が完了したところであります。今後は、PTA等により既に設置されているエアコンを県が更新することとしており、特別教室や体育館への設置は予定しておりません。

六、復興事業について

総務部長

県発注工事につきましては、これまでも、福島県工事請負契約約款に基づき、請負事業者に対して、適正な施工体制の下で工事を行うよう指導してきたところであり、法令違反等の事実が認められた場合は、契約の解除や、入札参加の制限を課しております。引き続き、請負事業者に対し、適正に工事を行うよう、必要な指導を行ってまいります。

企画調整部長

国際教育研究拠点につきましては、福島イノベーション・コースト構想の各施設を有機的に連携させるため横串を刺し、その効果を最大化するための司令塔として必要不可欠な

ものと考えております。このため、現在国が実施している拠点の具体化に向けた先行調査に協力するとともに、立地場所の選定など地元広域自治体として求められる役割を果たしてまいります。

七、Jヴィレッジの汚染土壌等について

企画調整部長

Jヴィレッジの原状回復工事で発生した土壌につきましては、工事を行った東京電力において、再利用先の地権者の了解を得てJヴィレッジから搬出されたものと聞いております。

次に、Jヴィレッジの原状回復工事で発生した1kg当たり8千ベクレルを超える廃棄物につきましては、管理上の理由から、保管されていた場所については公表されておられません。

次に、指定廃棄物の搬出に2年間を要した理由につきましては、廃棄物を管理していた東京電力と関係機関との間で、指定廃棄物の指定申請等に係る調整に時間を要したものと認識しております。

生活環境部長

作業員の放射線管理につきましては、事業者が所管の労働基準監督署に確認し、必要がある場合には、責任を持って対応すべきものと考えております。

八、農業の振興について

農林水産部長

食料自給率向上につきましては、食料供給能力を高めるための生産力強化が重要であります。このため、農地等の生産基盤の整備を始め、地域農業を支える担い手の確保・育成、水田における大豆、飼料用米等の作付推進、機械・施設整備への支援などの施策を総合的に進めてまいります。

次に、本年産米の一部を市場から隔離することにつきましては、JAグループが米の需給安定に向けて、国の事業を活用し、本年産米のうち一定量の販売を来年秋以降に先送りすると聞いております。加えて、県といたしましては、国に対し、令和3年産米において、市場から分離・保管される備蓄米の買入数量を増やすよう、本年8月に東北各県と連携して要望しております。

次に、種苗法改定案につきましては、登録品種の自家増殖には許諾が必要となる一方、市場に流通する農産物の大半を占める一般品種は、自家増殖を含め、利用の制限がないとされております。そのため、影響は限定的と考えているものの、本法案が国会で継続審議

となっていることから、引き続き、国の動向を注視してまいります。

九、新たな総合計画の策定について

総務部長

女性職員の視点をいかした県政の実現につきましては、政策決定過程に男女の意見をバランス良く反映させる観点からも、引き続き、多様な研修機会の確保や幅広い職務経験の付与など、その能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、今後も女性職員の管理職登用を一層進めてまいります。

企画調整部長

新たな総合計画につきましては、現行計画において、県づくりの柱の一つである「安全と安心」に医療、介護・福祉の視点を掲げるとともに、県づくりの礎である「人と地域」に教育の視点を掲げ、取組を進めております。新たな計画におきましても、新型コロナウイルス感染症による影響も考慮しつつ、引き続き、これらの視点を重視し、県議会や審議会等で御審議いただきながら、策定を進めてまいります。

【再質問】

神川県議

再質問させていただきます。

知事に2つお尋ねしたので、質問させていただきます。最初に、コロナ対策としてPCR検査等についてお答えいただきました。

会津地方の中核病院である会津医療センターの感染拡大は、これは本当に由々しきことになっているので、8月以降感染者も県内各地で広がっていることから、もっと幅広くとらえるという、ご答弁も少しありましたけれど、会津医療センターをまず抑えることがいま必要ではないかと思うんですね。その観点は私が申し上げましたように、知事もお答えいただいたけれど、「防疫」という観点にたって、無症状者も含めてやる。医療機関はその発生したところの患者とか、携わった医療従事者だけでなく、病院ならすべてのスタッフにやるべきだし、出入り業者も含めて幅広くやる必要があると思うんですね。

しかし、それがどういう風にやられているのか、さっぱり見えてきませんし、知事がそういうことで発言したということも聞きませんので、私は知事がそういう認識に立ってですね、今度は陣頭指揮を執っていただきたいと思うんですね。これだけ200数十名を超える感染者が増えていますので、やっぱり知事のその姿勢が問われていると思います。

ですから、知事がですね、他県の知事もそうですけれども、科学者とか専門家の意見を聞いて、なぜこういうことが起きたのかの分析もやって、こういう方針でやると、しかも今はこんな状態だということを知事の口から県民に発信するべきではないでしょうか。

そういう意味で知事にもう一度お尋ねしたいと思います。その辺のお答えがありません

ので、知事の考え、リーダーとしての知事の考えをお聞きしたいと思います。

これについてはもう一つ、南相馬市が知事にも要望されたようですけれども、県の感染者の情報が名前と、年齢としかありません。あとは新聞でも報道されたとおりです。分析がないといわれていますね、私もまったくそのとおりと思います。この要望をまともに受けるならそれも含めてお答えいただきたいと思います。

もう一つ知事にお聞きしたいのは、汚染水の海洋放出の問題です。

先ほどのご答弁では慎重に求めるといいながら、慎重な答弁しかありませんでした。反対という声がないんですね。私は知事の姿勢がここでも問われているんだと思います。

漁業者の思いは10年間どれだけ頑張ってきたのか、県民がどれだけ原発事故によって大変な思いをしてきたのか。いま国は海洋放出やれという方針を決めようとしているじゃないですか。知事の姿勢が問われているんです。世界中から問われているんです。それが聞こえていないというのはどういうことなんでしょうか。風評被害対策というのなら、海に放出しないことが一番の風評対策ではありませんか。その立場に立ってください。

そう意味でも、もう一度お答えいただきたいと思います。

もう一つ、商工労働部長にお尋ねします。

先ほど雇用調整助成金を知事会でも求めているというお話いただきましたけれども、本当にこれからのコロナ危機による失業者、年末にむけて県内でも1千人以上増えると福島労働局も言っているくらいですから、私は本当に大変だと思います。これは再延長したからいいということにはなりません。12月末で終わったら、あなた辞めてくださいともう言われている人が出ると私は申し上げましたけれども、1月以降も続けなければ、これは雇用者もそれから事業者も続けられないと思います。何しろこの間、このコロナ危機で7割も8割も昨年比で利益がないという状況ですから、もう一度その点も踏まえて、雇用者の立場、雇用調整金の延長も含めて、ぜひお答えいただきたいと思います。

教育長にお尋ねします。

先ほどの特別支援教育のことです。床上浸水はしなくても床下は浸水はするということじゃないですか。床下まで認めるんですか。そういう学校つくっていいんですか。私は本当にそこを言いたいので、もう一度お聞きいたします。

～議長～

49番議員に申し上げます。先例により再質問は主質問の範囲内に限るものとされ、新たな事項の追加は認められませんのでご了承ください。

【再答弁】

内堀雅雄知事

神山議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査にあたっては、地域における感染状況を踏まえ、関連が認められる場合には広く検査対象としているところであります。今後とも医師や保健所の判断のもとつき、必要な方が確実に検査を受けることができるよう、取り組んでまいります。

次に処理水の取り扱いにつきましては、国の小委員会において、風評被害などの社会的影響も踏まえ、さまざまな観点から議論が進められ、検討結果が取りまとめられたところであります。政府として幅広い関係者の意見を丁寧に向いながら、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

商工労働部長

雇用調整助成金の特例措置の来年 1 月以降の延長につきましては、今後の経済状況等を踏まえ、全国知事会と連携して対応して参ります。

教育長

伊達地区の特別支援学校の浸水対策の件でございますが、土木部におきましても東根川の治水対策として、河道の掘削、あるいは堤防天板の改修に取り組むなど、治水対策を進めていただけると伺っております。また学校側といたしましても、開校したあとはですね、気象条件に見合った休校措置をとるとか、それから学校内での垂直避難の誘導であるとか、そうしたソフト面の対策も一体で行うことによりまして、安全で安心な学校生活を送っていただけるよう努めてまいります。

【再々質問】

神山県議

再質問させていただきます。

知事に検査体制のことで、もう一度お聞きいたします。私は知事のきちんとしたコロナ対策への方針とかですね、これまでの感染者を見ての分析というものを知事の口からちゃんと発信するべきだと思うんです。そこがあまり今までなかったと思いましたので。そして無症状者も含めて濃厚接触者という少し広げた範囲ではこれは収まりません。そういう意味では、PCR 検査、抗原検査、これしっかりやるということで、今ならまだ抑えられる。

これからインフルエンザと同時流行になったら大変だと私は思いますので、そこに知事のリーダーシップを求めておきたいと思っておりますし、そういう立場で対策本部でもいろいろ

協議していただきと思いますが、もう一度知事のそのお考えをお聞きしたいと思います。

それから保健福祉部長にお尋ねいたします。

先ほど帰省した学生の PCR 検査について私質問させていただきました。

これはいまのご答弁ですと、その人が症状があった場合は PCR 検査は当然ですよ。そうじゃないんです。帰省して誰かに、家族にうつしても困る、しかし心配だと。要するに無症状かもしれないし、でも自分は持つてるかもしれない。そういう人に対して、古殿町や平田村が独自にやっているんです。

県としてそのくらい学生に対してもやってもいいんじゃないんですか。私は県外出身の学生に対する一つの大きな支援だと思うんです。そう意味では、もう一度お聞きしておきたいと思います。

それから総務部長にお尋ねいたします。

県立大学の授業料半減についてですが、具体的な回答はありませんでした。しかし、私はせめて授業料を後期の分これから払わなければいけない。そういうときに県立大学くらいは一律半額にして、学生を支援する、そういう立場に立つべきではないですか。

大学生や子どもたちが本当にコロナ危機のなかで大変な思いをしているわけですから、そこをお聞きしたいと思いますので、もう一度お聞かせください。

教育長にお尋ねいたします。

伊達の特別支援学校の対策です。土木部では確かに上流のほうでその工事をやっているんですよ。でも学校周辺のところではまだやっていません。それには相当長期間かかると言っているんです。それなのに今議会に学校の校舎建設の設計が出されてそのまま進めるといことですよ。敷地の底上げを今ならまだできるし、建てる前からやるべきじゃないですか。(災害が)起きてからソフト対策なんて言っていていいんでしょうか。

特別支援学校というのは、障がい児が入っているし、車イスの子どもいると聞いておりますので、そういうことやるのが教育長のお仕事ではないですか。私はそういう教育の観点から立っても、障がい児教育という観点に立ってもですね、今ならまだ設計見直したり、浸水対策をやると思えると思うんです。

そういう勇気も必要だと思いますが、もう一度教育長にお尋ねいたします。

商工労働部長にお聞きいたします。

雇用調整助成金は 2 種類ありまして、先ほど知事会を通じて申し上げると言ってきましたけど、全く危機感がないと思いますし、求めるだけじゃなくて県としてもどうするのかという立場を表明すべきだと思います。それから事業者がやらなくても自分でその調整金を受けられるということも含めて、やっぱり雇用を守る立場にしないといけなんじゃないで

すか。生きていけない、こういうことになっているのがいまのコロナ危機だと思います。その緊迫感をもって経済指標がこれだけ悪化しているのにそういう対応でいいのかと思いましたが、もう一度、商工労働部長のご答弁をお願いいたします。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

新型コロナウイルスの検査につきましては、医師や保健所の判断のもと、検査が必要な方が迅速、スムーズに検査を受けられるようにすることが重要であると考えております。

症状が出ている方はもとより、自己の感染に不安を持つ方については、主治医や帰国者接触相談センターに相談をいただき、検査が必要と判断がされた方について、確実に検査を実施してまいります。

総務部長

県立医科大学及び会津大学の授業料の減免につきましては、支援が必要な低所得世帯の学生の就学支援を行うため、両大学とも独自に所得や学業成績等を勘案した減免制度を設けているところであり、県といたしましては、両大学の意向・方針等を尊重する考えであります。

保健福祉部長

帰省される学生の方への PCR 検査につきましては、感染の心配がある方については、帰国者接触者相談センターで広く相談を受け付けており、相談内容を踏まえた医師等の判断のもと、必要な方に検査を行っているところであります。

商工労働部長

雇用を守る取り組み、雇用調整助成金につきましては、まさしく雇用を守る取り組みとして雇用調整助成金の充実と活用が重要であるという風に考えておきまして、これまで全国知事会を通して述べ 8 回にわたり国に対して要望を行っております。そういった中で活用と充実を図るために特例措置の延長に加えまして、支援の必要とする事業者や労働者に対して必要な情報が的確に届くようあらゆる手段を講じて、周知をし、利用促進を図るよう国に求めているところであります。こうした形で雇用の確保に努めてまいりたいと思っております。

教育長

伊達地区の特別支援学校に件でございますが、身体に障がいがある生徒さんもとというご指摘もございました。我々ももちろん児童生徒の安全確保は大事な課題と思っております。今回の設計におきましては、変電設備や発電機など電気系統につきましては、さらに床上

30 cmの高さを確保して設置しておりますので、仮に万が一、水がもう少し上にあがっても電気系統は動くことになっておりまして、エレベーターもスロープも使ってですね、垂直避難は無事行えるものというふうに考えております。児童生徒の安全の確保には最大限の努力を払ってまいりたいと考えております。

以上